

犯罪多発注意報（期間延長） 発令通知内容（6月22日発令）

発 令 者 滋賀県警察本部長（「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議）

発令対象種別 子ども対象犯罪（ ）多発注意報
女性対象犯罪（ ）多発注意報
高齢者対象犯罪（ ）多発注意報
その他犯罪（ 自転車盗 ）多発注意報

発 令 期 間 既発令 平成24年6月12日（火）から平成24年6月21日（木）まで
延 長 平成24年6月22日（金）から平成24年7月1日（日）まで

発 令 地 域 県内全域
地域指定
大津地域 南部地域 甲賀地域
東近江地域 湖東地域 湖北地域
高島地域

県内7圏域について

大津地域：大津市

南部地域：草津市、栗東市、守山市、野洲市

甲賀地域：甲賀市、湖南市

東近江地域：東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町

湖東地域：彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

湖北地域：長浜市、米原市

高島地域：高島市

～発生の主な特徴～

自転車盗

- ・ 駅周辺の駐輪場、スーパー・アパートなどで多発
- ・ 通学や通勤、買物に利用の自転車の被害が多い
- ・ 無施錠による被害が半数以上